

各位

上場会社名 株式会社和井田製作所

代表者名 代表取締役会長兼社長 和井田光生

(コード番号 6158)

問合せ先責任者 取締役管理本部長 名和芳治

(TEL 0577-32-0390)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月23日開催予定の当社第86回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実の観点から、本年6月23日開催予定の当社第86回定時株主総会での承認を条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結できるよう、現行定款第30条(取締役の責任免除)を変更するものであります。
- (3) 法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の予選に関する規定を定款第21条(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)として新設するものであります。
- (4) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第38条(剰余金の配当等の決定機関)として新設するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 23 日 (火) 定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 23 日 (火)

別紙

定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条(条文省略)第3条(機 関)第4条当会社は、株主総会および取締役のほ	第1条〈 (現行どおり)第3条(機 関)第4条当会社は、株主総会および取締役のほ
か、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	か、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (<u>3</u>) 会計監査人
第5条〈 (条文省略)第6条	第5条 〈 現行どおり) 第6条
(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規 定により、取締役会の決議によって市場 取引等により自己の株式を取得するこ とができる。	(削 除)
(単元株式数 <u>および単元未満株券の不発行</u>) 第 <u>8</u> 条 (条文省略)	(単元株式数) 第 <u>7</u> 条 (現行どおり)
第 <u>9</u> 条 (条文省略) 第 <u>19</u> 条	第 <u>8</u> 条 〈 現行どおり) 第 <u>18</u> 条
第4章 取締役および取締役会 (員 数)	第4章 取締役および取締役会 (員 数)

現行定款

第<u>20</u>条

当会社の取締役は、10名以内とする。

(新 設)

(選任方法)

第21条

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(新 設)

(任期)

第22条

取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。

2 増員または補欠として選任された取締役 の任期は、在任取締役の任期の満了する時 までとする。

(新 設)

(新 設)

変 更 案

第<u>19</u>条

当会社の取締役<u>(監査等委員である取</u>締役を除く。)は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、 4名以内とする。

(選任方法)

第20条

取締役は、<u>監査等委員である取締役と</u> <u>それ以外の取締役とを区別して、</u>株主総 会において選任する。

2 (現行どおり)

3 (現行どおり)

(補欠の監査等委員である取締役の予選の効 力)

第21条

補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任決議のあった株主総会後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第22条

取締役<u>(監査等委員である取締役を除</u> <u>く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選 任後2年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された

現行定款

変更案

監査等委員である取締役の任期は、退任 した監査等委員である取締役の任期の 満了する時までとする。

第23条

(条文省略)

第24条

(取締役会の招集通知)

第25条

取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新 設)

第26条

(条文省略)

第28条

(報酬等)

第29条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条

第23条

(現行どおり)

第24条

(取締役会の招集通知)

第25条

取締役会の招集通知は、会日の2日前 までに各取締役に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで取締役会を開催す ることができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条

取締役会は、会社法第399条の13第6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第27条

(現行どおり)

第29条

(報酬等)

第30条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条

現行定款	変更案
(条文省略) 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。	(現行どおり) 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	(削 除)
(員 数) 第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
	(削 除)
監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(任 期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までと する。 2 任期の満了前に退任した監査役の補	(削 除)
	(削 除)

(削 除)

監査役会は、その決議によって常勤の 監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

<u>第35条</u>

現行定款	変更案
監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
(監査役会規則) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または 本定款のほか、監査役会において定める 「監査役会規則」による。	(削 除)
(報酬等)第37条監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削 除)
(監査役の責任免除) 第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。	(削)除)
(新 設)	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の2 目前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、

この期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
	2 監査等委員の全員の同意があるとき
	は、招集の手続きを経ないで監査等委員
	会を開催することができる。
(新 設)	(監査等委員会規則)
	<u>第33条</u>
	 監査等委員会に関する事項は、法令ま
	たは本定款のほか、監査等委員会におい
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>39</u> 条	第 <u>34</u> 条
(条文省略)	(現行どおり)
第 <u>40</u> 条	第 <u>35</u> 条
(報酬等)	(報酬等)
第 <u>41</u> 条	第 <u>36</u> 条
会計監査人の報酬等は、代表取締役が	会計監査人の報酬等は、代表取締役が
<u>監査役会</u> の同意を得て定める。	<u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
l	一件7字 私 答
第7章 計 算	第7章 計 算
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(事業年度)	(事業年度)
(事業年度) 第 <u>42</u> 条	(事業年度) 第 <u>37</u> 条
(事業年度)	(事業年度)
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略)	(事業年度) 第 <u>37</u> 条 (現行どおり)
(事業年度) 第 <u>42</u> 条	(事業年度) 第 <u>37</u> 条 (現行どおり) <u>(</u> 剰余金の配当等の決定機関)
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略)	(事業年度) 第 <u>37</u> 条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第38条</u>
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略)	(事業年度) 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略)	(事業年度) 第 <u>37</u> 条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略)	(事業年度) 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めのある場合を除
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略)	(事業年度) 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めのある場合を除 き、取締役会の決議によって定めること
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略)	(事業年度) 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めのある場合を除
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略) (新 設)	(事業年度) 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めのある場合を除 き、取締役会の決議によって定めること ができる。
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略) (新 設) (剰余金の配当の基準日)	(事業年度) 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めのある場合を除 き、取締役会の決議によって定めること ができる。 (剰余金の配当の基準日)
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略) (新 設) (剰余金の配当の基準日) 第 <u>43</u> 条	(事業年度) 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めのある場合を除 き、取締役会の決議によって定めること ができる。 (剰余金の配当の基準日) 第39条
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略) (新 設) (剰余金の配当の基準日) 第 <u>43</u> 条 (条文省略)	(事業年度) 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めのある場合を除 き、取締役会の決議によって定めること ができる。 (剰余金の配当の基準日) 第39条 (現行どおり)
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略) (新 設) (剰余金の配当の基準日) 第 <u>43</u> 条	(事業年度) 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めのある場合を除 き、取締役会の決議によって定めること ができる。 (剰余金の配当の基準日) 第39条 (現行どおり) 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日) 第 <u>43</u> 条 (条文省略) (新 設)	(事業年度) 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めのある場合を除 き、取締役会の決議によって定めること ができる。 (剰余金の配当の基準日) 第39条 (現行どおり) 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9 月30日とする。
(事業年度) 第 <u>42</u> 条 (条文省略) (新 設) (剰余金の配当の基準日) 第 <u>43</u> 条 (条文省略)	(事業年度) 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めのある場合を除 き、取締役会の決議によって定めること ができる。 (剰余金の配当の基準日) 第39条 (現行どおり) 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9

現行定款	変更案
<u>(中間配当)</u> 第44条	(削 除)
当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	
(剰余金の配当の除斥期間) 第 <u>45</u> 条	(剰余金の配当の除斥期間) 第 <u>40</u> 条
(条文省略)	(現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	当会社は、第86回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。